

機会はみんなに均等に（進路保障）

公正な採用選考をめざして

教育を受ける権利は日本国憲法や教育基本法によって保障されています。戦後、新しい制度の下に民主主義教育が始まりましたが、義務教育でありながら、経済的な理由により子どもたちの就学の機会や進路が保障されないことがありました。今日の義務教育での教科書無償化は、高知県ではじまった運動によって実現しました。

採用選考の際に使われている統一応募用紙は、憲法が保障する「職業選択の自由」を実現する取組の中で生まれました。昭和 40 年代まで、多くの会社や事業所では、従業員の採用の際には独自の応募用紙を使用していました。そこには、応募する個人の資質や能力とは全く関係のない項目が多数あり、経済的に困窮している家庭の子どもや親のいない子どもの就職の機会も奪ってききました。このような就職差別を解消することを目指し、統一応募用紙が作られました。教科書無償化や統一応募用紙制定の取組は、全ての子どもたちの幸せの実現のために大きく寄与しています。

就職差別につながるおそれがある 14 事項

本人に責任のない事項の把握 ①本籍・出生地に関する事 ②家族に関する事 ③住宅状況に関する事 ④生活環境・家庭環境などに関する事	本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)の把握 ⑤宗教に関する事 ⑥支持政党に関する事 ⑦人生観・生活信条などに関する事 ⑧尊敬する人物に関する事 ⑨思想に関する事 ⑩労働組合(加入状況や活動歴など)、学生運動などの社会運動に関する事 ⑪購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事
採用選考の方法 ⑫身元調査などの実施 ⑬本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施	

過去に様々な就職差別が起きていた状況を背景に、「差別的項目を排除した、統一応募用紙を作成しよう」との動きが 1970 年頃に近畿地方の各高等学校で起こります。その結果、1971 年「近畿統一応募用紙」が策定され、1973 年には「全国統一応募用紙」、さらには市販の履歴書についても、その後、日本工業規格（J I S）の履歴書が大きく見直されました。「全国統一応募用紙」が見直された同じ年に全国高等学校校長協会が定めた「全国高等学校統一応募用紙」を使用するように労働省と文部省より通達が出され、現在は、国（厚生労働省、文部科学省）の啓発指導の取組などにより、「統一応募用紙」「J I S 履歴書」は広く普及しています。さらに、厚生労働省（ハローワーク）では「公正採用選考人権啓発推進員」制度を定め、企業に対し、公正な採用選考システムの確立を図ることを求めている。現在、多くの企業が公正採用選考人権啓発推進員を置いています。西条市人権教育協議会では、ハローワーク西条と共催で公正採用選考人権啓発推進員を対象とした人権・同和教育研修会を開催しています。